

## 山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中山間地域等において、農業生産活動等を継続しながら荒廃農地の発生を防止し多面的機能を確保するため、国が定める中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)の第6の2の(1)の集落協定又は同(2)の個別協定(以下「協定」という。)に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等に対し、中山間地域等直接支払交付金(以下「交付金」という。)を予算の範囲内で交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の額及び交付単価)

第2条 前条の協定に対する交付金の額及び交付単価は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第3条 前条で定める交付金の交付を申請しようとする集落協定にあっては集落の代表者、個別協定にあっては協定の認定を受けた認定農業者等(以下「集落代表者等」という。)は、交付金の交付を受けようとするときは中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用」という。)の第7の4に基づき、協定の認定を受けなければならない。

2 交付金を申請しようとする集落代表者等は、中山間地域等直接支払交付金交付申請書(別記様式第1号)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

### (交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付金交付決定通知書(別記様式第2号)を集落代表者等に送付する。

2 市長は、前項の交付決定に際しては必要な条件を付することができる。

### (交付決定の変更)

第5条 集落代表者等は、交付金の交付決定後において、協定に記載された内容の変更が生じた場合は、速やかに交付金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、交付金変更承認申請書について審査し、交付決定の変更をすることが適当であると認めたときは、交付金変更交付決定通知書(別記様式第4号)を集落代表者等に送付する。

3 市長は、前項の交付決定に際しては必要な条件を付することができる。

(協定の中止又は廃止)

第6条 集落代表者等は、協定を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協定中止・廃止承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の協定中止・廃止承認申請書について審査し、協定中止・廃止承認書(別記様式第6号)を集落代表者等に送付する。

(概算払)

第7条 市長は、必要と認める場合、交付金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 市長は、交付金の全部を概算払により交付する場合、実施要領第6の5の実施状況の確認を行った上で交付するものとする。

3 交付金の概算払を希望する集落代表者等は、概算払請求書(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

(実績報告及び交付額の確定)

第8条 交付金の交付を受けた集落代表者等は、協定で定める活動を終了したときは、その終了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い時期までに、実績報告書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して交付金の額を確定し、交付金交付額確定通知書(別記様式第9号)を集落代表者等に送付する。

(交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた集落代表者等は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書(別記様式第10号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)この要綱に違反したとき。
- (2)交付金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3)運用第9の1の各号のいずれかの措置に該当したとき。
- (4)運用第9の2の各号のいずれかの措置に該当し、交付面積が減少していたことが判明したとき。ただし、原因となった事象が実施要領第6の5の実施状況の確認が行われた後に生じた場合はこの限りではない。
- (5)交付金の使途について、社会通念上、不適切な支出であると市長が判断したとき。
- (6)市長の定める期日までに第8条第1項の実績報告書を提出しないとき。
- (7)第8条第1項の実績報告において、虚偽の内容を報告したことが判明したとき。
- (8)協定で定めることなしに繰越又は積立をしたとき。
- (9)第12条の規定による報告をせず、指示に従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 市長は前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、当該交付金の交付を受けた集落代表者等に対し、交付金返還命令書(別記様式第11号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第11条 交付金の交付を受けた集落代表者等は、協定で定める活動の実施状況及びその収支内容を明確にした帳簿その他関係書類を整備し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(検査等)

第12条 市長は、必要があるときは、集落代表者等に対して報告を求め、又は協定に定める活動に関する必要な指示をし、交付金の使途及び関係書類等について検査することができる。

(財産の処分の制限)

第13条 集落代表者等は、交付金を使用して取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する等の処分をしてはならない。ただし、当該財産の耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行し、平成 17 年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成 17 年山口市制定)又は徳地町中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成 17 年徳地町制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 16 日から施行し、平成 21 年度の交付金から適用する。
- 2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 1 月 11 日から施行し、平成 22 年度の交付金から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行し、平成 25 年度の交付金から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の交付金から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の交付金から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の交付金から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の交付金から適用する。

## 附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の交付金から適用する。

(別表) 交付金の額及び交付単価（第2条関係）

交付金の額	交付(上限)単価(m <sup>2</sup> 当たり)																															
<p>集落代表者等への交付金の額は、協定に位置付けられている農用地について、ア及びイに掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に各自に該当する交付金の対象となる農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>なお、交付金の額は円単位とし、少數第1位を切り捨てた整数とする。</p> <p>ただし、集落協定にあっては、実施要領第6の2の(1)のアの(オ)の農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、実施要領第6の2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、交付単価は、アに掲げる交付単価のそれぞれに0.8を乗じた額とするとともに、イの(ア)及び(ウ)から(オ)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。</p> <p>また、イにおいて、同一農用地を対象として複数の加算の交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、交付単価は、イに掲げる表中の交付単価に1円を減じた額とする。</p>	<p>ア 傾斜農用地等(実施要領第6の3の(2)のアによるもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 目</th><th>区 分</th><th>交付単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td><td>急傾斜</td><td>21 円</td></tr> <tr> <td>緩傾斜</td><td>8 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td><td>急傾斜</td><td>11.5 円</td></tr> <tr> <td>緩傾斜</td><td>3.5 円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">草 地</td><td>急傾斜</td><td>10.5 円</td></tr> <tr> <td>緩傾斜</td><td>3 円</td></tr> <tr> <td>草地比率の高い草地</td><td>1.5 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td><td>急傾斜</td><td>1 円</td></tr> <tr> <td>緩傾斜</td><td>0.3 円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 加算措置(実施要領第6の3の(2)のイによるもの)</p> <p>(ア) 棚田地域振興活動加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 目</th><th>交付単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>畑</td><td>10 円</td></tr> </tbody> </table> <p>注1：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないも</p>	地 目	区 分	交付単価	田	急傾斜	21 円	緩傾斜	8 円	畑	急傾斜	11.5 円	緩傾斜	3.5 円	草 地	急傾斜	10.5 円	緩傾斜	3 円	草地比率の高い草地	1.5 円	採草放牧地	急傾斜	1 円	緩傾斜	0.3 円	地 目	交付単価	田	10 円	畑	10 円
地 目	区 分	交付単価																														
田	急傾斜	21 円																														
	緩傾斜	8 円																														
畑	急傾斜	11.5 円																														
	緩傾斜	3.5 円																														
草 地	急傾斜	10.5 円																														
	緩傾斜	3 円																														
	草地比率の高い草地	1.5 円																														
採草放牧地	急傾斜	1 円																														
	緩傾斜	0.3 円																														
地 目	交付単価																															
田	10 円																															
畑	10 円																															

のとする。

(イ)超急傾斜農地保全管理加算

地 目	交付単価
田	6 円
畑	6 円

注 1：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(ウ)集落協定広域化加算

地 目	交付単価
田	3 円
畑	3 円
草 地	3 円
採草放牧地	3 円

注 1：1 協定当たりの加算額は、200 万円/年を限度とする。

(エ)集落機能強化加算

地 目	交付単価
田	3 円
畑	3 円
草 地	3 円
採草放牧地	3 円

注 1：1 協定当たりの加算額は、200 万円/年を限度とする。

注 2：集落機能強化加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を

対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(オ)生産性向上加算

地 目	単 價
田	3 円
畑	3 円
草 地	3 円
採草放牧地	3 円

注 1 : 1 協定当たりの加算額は、200 万円/年を限度とする。

注 2 : 生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

別記様式第1号(第3条関係)

第 号  
令和 年 月 日

山口市長 様

所 在 地

協 定 名

代表者氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない  
場合は、記名押印してください。

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金交付申請書

山口市中山間地域等直接支払交付金の交付を受けたいので、山口市中山間地域等直接支  
払交付金交付要綱第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり金 円の  
交付を申請します。

記

1 協定の目的

生産条件が不利な中山間地域等において、荒廃農地の発生を防止し、将来にわたって持続可能な農業生産活動等を継続的に実施することにより農業・農村の有する多面的機能の維持・促進を図る。

## 2 交付金の対象となる農用地面積等

※地目は、田、畑、草地又は採草牧草地のいずれかを記載すること。

※区分は、急傾斜、緩傾斜又は草地比率の高い草地のいずれかを記載すること。

※交付単価は1m<sup>2</sup>当たりの単価とし、加算措置の交付単価を加えた金額を記載すること。

ただし、交付単価に円未満の端数がある場合は、加算措置と行を分けて記載すること。

※交付額は、団地毎に地目別・区分別に算定し、円未満切捨てとすること。

※加算措置に取り組む場合は、備考欄に加算措置の種類を記載すること。

3 協定参加者数

区分 分類	個人			法人		その他団体					協定参加者総計			
	交付農用地を持つ農業者	交付農用地を持たない農業者	非農業者	年齢区分別計	うち協定役員	農地所有適格法人	特定農業法人	その他法人（NPO法人、公益法人等）	機械・施設共同利用組織	農作業受委託組織	栽培協定※	土地改良区	水利組合	その他の組織
合計														
39歳以下														
40～44歳														
45～49歳														
50～54歳														
55～59歳														
60～64歳														
65～69歳														
70～74歳														
75～79歳														
80歳以上														

※集落協定書の構成員一覧を集計した人数を記載すること。

※個人は、分類別・年齢区分別に協定参加者の人数（単位：人）を記載すること。

※法人その他団体は、分類別に協定に参加する組織数を合計欄へ記載すること。

※栽培協定：作物等の生産過程における農作業等の基本事項に関する協定等に基づき組織的な生産を行う団体

別記様式第2号（第4条関係）

指令 第 号  
令和 年 月 日

所 在 地

協 定 名

代表者氏名

山口市長 印

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山口市中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）については、下記のとおり交付することに決定したので、山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条の規定により通知する。

記

- 1 交付金の交付決定額は、金 円とする。
- 2 交付決定を受けた集落代表者等は、上記交付要綱に基づき以後の必要な手続を市長の定める期日までに行うこと。
- 3 協定内容に変更が生じた場合は、必要な手続を速やかに行うこと。
- 4 会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して 5年間経理書類を保存すること。
- 5 交付金に関する調査、アンケート等に協力すること。
- 6 交付金に関する説明会にできるだけ出席すること。

別記様式第3号(第5条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

山口市長 様

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
場合は、記名押印してください。

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった山口市中山間  
地域等直接支払交付金について、下記のとおり変更したいので、山口市中山間地域等直接  
支払交付金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

注：記載事項については、別記様式第1号の下記2以降に準ずる。  
変更後の内容を容易に比較対照できるように作成するものとし、  
変更前を括弧書き(下段)で記載すること。

別記様式第4号(第5条関係)

指令 第 号  
令和 年 月 日

所 在 地

協 定 名

代表者氏名

山口市長 印

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定した山口市中山間地域等直接支払交付金(以下「交付金」という。)については、下記のとおり変更交付することに決定したので、山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第5条第2項の規定により通知する。

記

1 変更交付決定額 金 円

2 既交付決定額 金 円

3 条件

令和 年 月 日付け指令 第 号で通知した交付金の交付の決定に付した条件に同じ。

別記様式第5号(第6条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

山口市長 様

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金協定中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった山口市中山間地域等直接支払交付金について、下記のとおり協定を中止・廃止したいので、山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6条第1項の規定により提出します。

記

1 協定の中止・廃止の理由

2 協定の中止・廃止の時期

別記様式第6号(第6条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 様

山口市長 印

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金協定中止・廃止承認書

令和 年 月 日付け 第 号で承認申請のあった山口市中山間地域等直接支払交付金について、山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6条第2項の規定により協定の中止・廃止を承認します。

別記様式第7号(第7条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

山口市長 様

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった山口市中山間地域等直接支払交付金について、山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく請求します。なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

(単位：円)

交付金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額

振込先口座番号

金融機関名・支店名	預金種類	口座番号	名義人(ふりがな)
	普通・当座 ・( )		

別記様式第8号(第8条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

山口市長 様

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知(及び令和 年  
月 日付け指令 第 号で変更通知)のあった山口市中山間地域等直接支払  
交付金 円については、山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第8条  
第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

(添付書類) 令和 年度中山間地域等直接支払交付金使用実績総括表等

別記様式第9号(第8条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 様

山口市長 印

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった山口市中山間地域等直接支  
払交付金実績報告書に基づき、交付金の額を下記のとおり確定したので、山口市中山間地  
域等直接支払交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

交付金確定額 金 円

別記様式第10号(第9条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

山口市長 様

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合、記名押印してください。

令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった山口市中山間地域等直接支払交付金について、山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付されたく請求します。

記

(単位：円)

交付金交付確定額	既受領額	今回請求額

振込先口座番号

金融機関名・支店名	預金種類	口座番号	名義人(ふりがな)
	普通・当座 ・( )		

別記様式第 11 号(第 10 条関係)

第  
号  
令和 年 月 日

所 在 地  
協 定 名  
代表者氏名 様

山口市長 印

山口市中山間地域等直接支払交付金返還命令書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定(及び令和 年 月  
日付け指令 第 号で変更通知)した令和 年度山口市中山間地域等直接支払交付  
金について、その全部(一部)を取り消したので、山口市中山間地域等直接支払交付金交  
付要綱第 10 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額 金 円

2 返還理由

山口市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 10 条第 1 項第 号に該当するため。  
( )

※上記( )内に具体的に記載すること。

3 返還期日 令和 年 月 日

4 返還方法 別添納入通知書により指定の金融機関等でお支払いください。